

瑞穂町都市計画税条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第6条 略 附 則 (施行期日) 1 略 (<u>法附則第15条第31項の条例で定める割合</u>) 2 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 (<u>改修特別特定建築物</u> に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 3 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u> について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)</u>又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)(2) 略 (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定す</u>	第1条から第6条 略 附 則 (施行期日) 1 略 (<u>法附則第15条第32項の条例で定める割合</u>) 2 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 (<u>改修実演芸術公演施設</u> に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 3 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u> について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</u> _____ _____ _____旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)(2) 略 (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u>

<u>る特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別</u> (4)から(6) 略 4から9 略 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) 10 略 11 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第9項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。 12 略 13 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> 14及び15 略	(4)から(6) 略 4から9 略 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) 10 略 11 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第10項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。 12 略 13 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> 14及び15 略
<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>次項に定めるものを除き、この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</u> 3 <u>平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律</u>	

(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。